

本冊子の構成と使い方

本冊子は3部構成になっています。

第1部は集団指導場面での支援例などをあげています。

平成16年度に作成した「LD, ADHD, 高機能自閉症ガイド」では、それぞれの認知特性や困難の要因に基づく対応方法を示しましたが、巡回相談や専門家チームの相談では、通常の学級における一斉指導の場面で担任がすぐに生かせる指導のヒントが多く求められました。

発達障害の子どもには早期から適切な対応を行うことにより、自信喪失などからくる二次障害を防ぎ、改善が図られることが多いと言われています。

ここでは小学校での指導場面を中心事例に示しましたが、支援の鍵は中学校や高等学校でも共通です。また、実際の指導の場では、それぞれの子どもの発達段階や性格によって適切な対応が異なってきますので、ここにあげた指導例を機械的に適用してもうまくいくとは限りませんが、指導や支援を行う際の考え方や手立てのヒントとして参考にしてください。

特別な子どものための特別なことと限定することなく、全員にわかりやすい指導の在り方として取り入れていただければと願っています。

なぜでしょう* → 支援のポイント → 支援の手だて

の順で示しています。

* 様々な要因のうち考えられる一例をあげたものであり他の要因の可能性もあります。

第2部はLD、ADHD、高機能自閉症等の子どもを含めて、障害のある子どもを支援する京都府の体制についてまとめています。

担任が一人で抱え込まず、学校全体での支援を行うためのポイントは何か。また各学校が困ったときにどこに相談できるのか。相談できる専門家や関係機関の支援体制とその利用方法を5つの支援地域（教育局管内、相談支援チーム）ごとに示しています。

支援に結びつく実態把握や個別の指導計画の作成のために積極的に活用して、指導に生かしていただければと願っています。

第3部は、同じチームの一員として連携して支援にあたる医療・心理分野の専門家や保護者の意見をまとめています。日々の指導や指導計画をたてるときの指針の一つとして、参考にさせていただきますようお願いします。

なお、支援体制の整備については、文部科学省作成の「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月）を参考にしてください。

また、具体的な指導・支援の例や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成例については、京都府総合教育センターホームページ（ITEC URL：<http://www1.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>）も参考にしてください。